

令和8年1月9日
担当課：千葉県県土整備部営繕課

質問事項回答書

業務名：君津合同庁舎再整備事業発注者支援業務委託

※ 内容が類似する質問については、まとめて記載しています。

※ 質問の内容は、主旨を変えない範囲で修正を行っています。

NO	質問事項	回答
1	整備事業概要のほかに基本計画の資料はあるのでしょうか。発注支援の事業者として契約後に資料開示いただけたと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	募集要項 2 参加資格要件 (8) について、要件を満足する証拠書類は必要でしょうか。	認定コンストラクションマネージャーの資格者証の写しを提出してください。
3	募集要項 2 参加資格要件 (9) について、要件を満足する証拠書類は必要でしょうか。	不要です。
4	募集要項 2 参加資格要件 (10) について、要件を満足する証拠書類は必要でしょうか。	様式3の添付資料で確認できる場合は不要ですが、確認できない場合は提出してください。
5	募集要項 2 参加資格要件 (10) で「平成22年4月以降…」とありますが、5審査・選考方法(2)の説明および、様式集(様式3)の2で「平成27年4月以降…」とあります。どちらが正でしょうか。	募集要項 2 参加資格要件 (10) は資格要件としての年数、様式集(様式3)の2の年数は選考基準(加点要素)としての年数です。
6	募集要項 3 応募手続き (5) について、副本の部数をご教示ください。	6部作成してください。
7	募集要項 4 業務提案書の記載要領 (5)において、「エ～カ(様式5～7)」については、応募者及び協力会社の企業名が判別できる表現を使用しないものとし」との記載がある一方で、様式集(様式5～7)には会社名記入欄があります。当該部分は未記入でよろしいでしょうか。	様式5、6及び7の枠内には、応募者または協力会社の企業名が特定できる記載を行わないでください。枠外の会社名記入欄には、正本は応募者名(会社名)を記載し、副本は記入せず空欄としてください。
8	募集要項 3 応募手続き (6) プレゼンテーションについて、説明範囲は様式5、6と考えてよろしいでしょうか。	説明範囲は様式5、6及び7とします。様式7については、応募者が独自に想定した作業項目及び作業内容について説明してください。なお、県が提示した業務仕様書(案)の説明文をそのまま引用した部分についての説明は不要です。
9	募集要項 3 応募手続き (6) について、プレゼンテーションの目安となる時間(プレゼン〇分、質疑応答〇分など)をご教示願います。	選考委員会の詳細については、応募者に別途通知します。なお、通知は令和8年1月27日頃にメールにより行う予定です。選考委員会は令和8年2月4日(水)午後を予定しています。
10	募集要項 3 応募手続き (6) 貴県指定の主任技術者以外に応募者が本業務の遂行に必要と考えて配置する主任技術者もプレゼンテーション等に参加することは問題ないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	募集要項 3 応募手続き (6) について、プレゼンテーションに使用できるスライドに制約(提出した様式の図版のみ使用可など)があればご教示願います。	プレゼンテーションの際にスクリーンに表示する資料の内容についての制約はありません。ただし、事前に提出した様式の記載内容を補足する範囲に留め、逸脱した説明は控えてください。

12	募集要項 4 業務提案書の記載要領において、「ア 作成上の注意」として第5号及び第6号様式関係においては、「図・表等の使用は可」とする一方、第7号様式関係においては、図・表等の使用を可とする記載がありません。第7号様式における図・表等の使用の可否をご教示願います。	様式7については、図・表等の使用は不可とします。
13	募集要項 4 業務提案書の記載要領（4）参考見積書について、押印は不要と考えてよろしいでしょうか。	押印は不要です。
14	募集要項 5 審査・選考方法（2）の「同種実績」について 「D B 発注支援業務」とは基本設計を含むD B 方式も含まれると考えてよろしいでしょうか。又は基本設計先行型D B 方式のみということでしょうか。	基本設計を含むD B 方式も実績として該当します。
15	募集要項 7 注意事項（4）提出された書類等の公開に関して、その公開範囲や内容について事前に協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。	千葉県情報公開条例に基づき、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は不開示情報となります。
16	様式集（様式4号）管理技術者の同種又は類似業務の実績について、保有する資格の証明書（資格者証の写し）の添付は不要でよろしいでしょうか。	添付は不要です。
17	様式集（様式3号、第4号）の業務実績の確認書類について、業務委託料の欄、また同種・類似の業務実績を確認（証明）する資料（過去の契約書等）は、守秘義務の観点から、契約金額、また個人情報等に係る箇所は黒塗り等で非表示とさせていただいてよろしいでしょうか。	守秘義務に関する契約等が締結されている場合は、同種または類似業務の実績が確認可能な範囲において、該当する部分を黒塗り等により非表示とすることは差し支えありません。
18	仕様書 第1業務概要 6 整備対象施設の概要（2）で「※既存庁舎に入居している組織は、本事業開始までに移転する予定。」とありますが、本事業開始とは基本設計開始の段階と考えてよろしいでしょうか。	君津合同庁舎再整備事業概要 5 事業スケジュールに示す、解体工事前に移転する予定です。
19	仕様書 第2業務内容 1 市場調査において、調査に用いる資料についてはより有意義な調査を実施するために、基本設計の途中段階で、基本設計に係る検討資料の一部を利用することは可能でしょうか。また、その際には貴県から基本設計者に対して協議頂くことは可能でしょうか。	調査に用いる資料については、基本設計者との協議により決定するものとします。本業務の受託者・基本設計者・発注者は相互に協議・調整し業務を進めます。
20	君津合同庁舎再整備事業概要 5 事業スケジュールにおいて、提示されている新築工事以降の移転期間は見込まれているでしょうか。また移転に当たって、既存什器の利用の精査、新規調達什器の要否、新庁舎の什器レイアウト計画等を行う業務は見込まれていますでしょうか。	新築工事の完成後、仮移転先から新庁舎へ移転します。（※5 事業スケジュールにおける新築工事期間には移転期間を含みません）また、新庁舎の什器に関する検討業務については、現時点では実施を予定しておりません。